

# 登校・登園許可証

【上伊那版】

生徒氏名

診断: 百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘・咽頭結膜熱(アデノウイルス感染症)・結核  
髄膜炎菌性髄膜炎・急性出血性結膜炎・流行性角結膜炎・腸管出血性大腸菌感染症  
マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・その他( )

登校停止期間: 月 日から 月 日まで

年 月 日

医療機関名

医師名

## I 登校・登園許可証が必要な学校感染症(第二種感染症、第三種感染症の一部)

|    | 病名          | 出席停止期間                                        |
|----|-------------|-----------------------------------------------|
| 1  | 百日咳         | 特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで    |
| 2  | 麻疹          | 解熱後 3 日を経過するまで                                |
| 3  | 流行性耳下腺炎     | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 4  | 風疹          | 発疹が消失するまで                                     |
| 5  | 水痘          | すべての発疹が痂皮化するまで                                |
| 6  | 咽頭結膜熱       | 主要症状消退後 2 日を経過するまで                            |
| 7  | 結核・髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師によって感染の恐れがないと認められるまで                        |
| 8  | 急性出血性結膜炎    | 医師によって感染の恐れがないと認められるまで                        |
| 9  | 流行性角結膜炎     | 医師によって感染の恐れがないと認められるまで                        |
| 10 | 腸管出血性大腸菌感染症 | 医師によって感染の恐れがないと認められるまで                        |
| 11 | マイコプラズマ感染症  | 症状が改善し、全身状態がよければ可                             |
| 12 | 溶連菌感染症      | 抗生剤治療開始後 24 時間を経て全身状態がよければ可                   |

## II 登校・登園許可証の必要でない学校感染症(第三種感染症の一部)

|    |          |                         |
|----|----------|-------------------------|
| 13 | 伝染性紅斑    | 全身状態がよければ可              |
| 14 | 手足口病     | 全身状態が安定していれば可           |
| 15 | ヘルパンギーナ  | 全身状態が安定していれば可           |
| 16 | 流行性嘔吐下痢症 | 下痢・嘔吐症状から回復し、全身状態がよければ可 |

\*いずれの場合も、医師が感染の予防上支障がないと認めたときはこの限りではない

\*感染予防上問題がなくとも、本人の状態が十分回復していない場合は、安静が必要である

\*1-10は学校保健安全法による法律上の規定 11-16は『学校において予防すべき感染症の解説』による

\*インフルエンザについては「インフルエンザ治癒報告書」を利用する

\*詳しくは、裏面の「学校において予防すべき感染症の解説」をご参照ください